

特記仕様書

この特記仕様書は、8 市単維持市道（東）2-18 号線外 6 路線除草 2 期工事に適用する。
ただし、特記仕様書にないものについては、茨城県の工事共通仕様書を遵守するものとする。

（工事関係）

1. 本工事は、通常の施工時間帯（AM9:00～PM5:00）で行えるものとするが、施工時間帯の変更が必要となった場合には別途協議する。
2. 本工事の施工期間は、雨天休日等を見込み、全体工期を契約の翌日から令和 8 年 11 月 30 日までとする。また、工事に係る試掘及び資材・仮設材の搬入等は、地元への工事についての説明、その他関係機関との調整等が済んでからとする。

（公害対策関係）

3. 業務車両については、自動車 NOx・PM 法（車種規制）等規制条件に適合する車両を使用するように努め、現場代理人は使用する車両等の写真撮影を行い、監督員に提出するものとする。
なお、本工事請負者であることを明確にするため、社名入り車両等にて確認できるようにすること。また、バックホウ等の機械を使用する場合は排出ガス対策型とし、使用等願いを監督員に提出するものとする。

（安全対策関係）

4. 工事の施工にあたっては、「土木工事保安対策技術指針」に基づき、工事標識及びバリケードを設置し、適切な交通整理を行うものとする。
5. 工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。
6. 水中に工事用資材が落下しないよう措置を講じるものとする。落下物が生じた場合は、受注者は自らの負担で撤去し、処理しなければならない。

（工事用道路関係）

7. 運搬路等に使用した、既設道路の補修が生じた場合は、別途協議する。

（一般廃棄物関係）

8. 本工事から発生する一般廃棄物（刈り草等）は関係法令等に基づき許可を受けた処理施設への持ち込みとし、茨城県土木部が指定する稲敷市近隣の施設とする。

(付近住民との対応)

9. 工事施工に関して、付近住民との交渉を要するとき、または、交渉を受けたときは、すみやかにその旨監督職員に報告し、トラブルに発展しないように対処しなければならない。

(施設の保全)

10. 農地・山林等を汚染したり、既設構造物に損傷を与えた時は、請負者の責任において復旧しなければならない。

(安全・訓練等について)

11. 本工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練等について、工事着手後原則として作業員全員参加により、月当たり半日以上の時間を割り当て、下記の項目から実施内容を選択し安全・訓練等を実施するものとする。
- (1) 本工事内容等の周知徹底
 - (2) 本工事安全施工技術指針等の周知徹底
 - (3) 本工事における災害対策訓練
 - (4) 本工事現場で予想される事故対策
 - (5) その他、安全・訓練等として必要な事項
12. 施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督職員に提出するものとする。

(ダンプトラック等による過積載等の防止について)

13. 工事の施工にあたって、過積載を行わないこと。また、さし枠装着等の違法改造車の使用を禁止し、下請業者に対しても、その旨指導の徹底を期すること。
14. 過積載、さし枠装着車違法運行を行っているときは早急にその不正状態を解消する措置を講ずること。
15. 工事の施工にあたって、刈草等の運搬が運送契約によって行われるときは、適正な運送免許を受けた者の車両に限って使用すること。

(工事完成図書の納品について)

16. 請負人は、工事完成図書として以下の書類を提出しなければならない。
- (1) 工事打ち合わせ簿（出来形、品質管理資料を含む）
 - (2) 施工計画書
 - (3) 完成図面（出来形測量の結果及び設計図書にしたがって完成図（A1）を作成する。）
 - (4) 工事写真
 - (5) その他、完成図書として必要な書類

(その他)

17. 工事の施工に当たっては、「茨城県土木工事共通仕様書」・「茨城県土木工事施工管理基準」

その他各仕様書に基づき、行うものとする。

18. 週間行程表を提出し日当り施工量、施工方法等を事前に監督員と協議をしたうえで、作業を行うものとする。
また、日当り施工量については、その都度監督員に報告することとする。
19. その他の事項については、その都度、監督職員と協議するものとする。
20. 工事の全部または一部の完成に際して、現場及び工事にかかる部分を清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。